

○山梨県警察通信指令技能検定要領

〔平成25年5月29日〕
通達（通庶企）第55号

第1 目的

この要領は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号）第6条の規定に基づく山梨県警察における通信指令技能検定（以下「検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるとともに、警察官の通信指令技能に関する能力を検定し、もって通信指令に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

第2 検定の種別及び対象者

1 初級検定

現場警察官として、事件事象等の現場から無線報告を行うための知識及び技能を審査するものとし、原則として警察署の地域部門に勤務する採用後5年未満の警察官を対象とする。

2 中級検定

警察署通信室において、迅速かつ適切に事件事象等の通報の受理及び指令を行うための知識及び技能を審査するものとし、次の者を対象とする。

ア 警察署通信室において、通信指令業務に従事する者

イ ア以外の警察官で、中級検定の受検を希望するもの

3 上級検定

生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）において、緊急配備又は重点警戒が発令される事案その他の急訴事案に対し迅速かつ的確な初動措置を行うための知識及び技能を審査するものとし、次の者を対象とする。

ア 通信指令課に勤務する警部補又は巡査部長の階級にある警察官で、通算して1年以上当該業務に従事しているもの

イ ア以外の警察官で、中級検定に合格後おおむね2年を経過し、上級検定の受検を希望するもの

第3 通信指令技能検定委員会の設置

山梨県警察本部に山梨県警察通信指令技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4 委員会の構成

1 委員会は委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長には生活安全部長を、委員には生活安全部参事官、生活安全部地域課長及び生活安全部通信指令課長をもって充てる。

3 委員会の事務は、通信指令課において行う。

第5 検定の内容

1 初級検定

(1) 初級検定は、筆記試験、口述試験及び実技試験により行う。

(2) 筆記試験は、通信指令に関する知識について、ショートアンサー方式により行う。

(3) 口述試験は、警察無線機の種別及びその機能等について、実機を用いて行う。

(4) 実技試験は、事件事故等の現場に第一臨場したことを想定した無線報告要領について行う。

2 中級検定

中級検定は、警察署通信室における急訴事案の受理及び指令要領について実技試験を行う。

3 上級検定

上級検定は、通信指令システム等を活用した急訴事案の受理及び指令要領について実技試験を行う。

第6 検定の実施及び通知

1 委員会は、各級の検定を毎年1回以上実施するものとする。

2 委員長は、検定を実施しようとするときは、あらかじめ実施期日の15日前までにその日時、場所、級別等を各所属長に通知するものとする。

第7 受検の手続

各所属長は、第6の2の通知を受けたときは、第2に該当する警察官について、通信指令技能検定受検者名簿(第1号様式)を作成し、検定実施期日の7日前までに委員長に報告するものとする。

第8 採点等の基準

検定の採点等の基準は別に定める。

第9 合格者名簿への登載

委員会は、検定を実施し、合格者を決定したときは、通信指令技能検定合格者名簿(第2号様式)を作成して警察本部長に報告するものとする。

第10 合格通知及び証書の交付

1 委員会は検定に合格した者について、通信指令技能検定合格者通知書(第3号様式)に通信指令技能検定合格証書(第4号様式)を添えて所属長に通知するものとする。

2 所属長は、1の通知を受けたときは、その者の身分関係書類に必要事項を記入するとともに、

通信指令技能検定合格証書を本人に交付するものとする。

第11 台帳の備付け

委員会は、通信指令技能検定合格証書交付台帳（第5号様式）を備え付け、必要事項を記入し、人事異動の都度整理するものとする。

第12 経過措置

この要領の実施の際現に初級検定に合格している者は、この要領による中級検定に合格した者とみなす。

第13 実施年月日

この要領は、平成25年5月29日から実施する。

様式 省略